

データの法的保護の現状の課題

林いづみ (桜坂法律事務所 弁護士)

Current Challenges of Legal Protection of Data

Izumi Hayashi

Attorney at Law, Sakurazaka Law Offices

【要旨】「現代の石油」といわれるデータの利活用に向けた環境を整備するために、平成 30 年の不正競争防止法改正により、限定提供データ制度が創設された。本稿では、同制度の施行後 3 年の検討に先立ち、その運用上の課題を検討した。さらに、本稿では、抜本的なデータ利活用促進策として、データ共有が直面する主な障壁を克服するために必要と思われる、(1) データオーナーシップに関する契約の高度化、(2) データポータビリティの確立、について我が国における取組状況を検討した。

【キーワード】 限定提供データ制度 不正競争防止法 データオーナーシップ データポータビリティ

【Abstract】 In order to improve the environment for the utilization of data, which is referred to as “modern oil”, the Limited Provision Data System was established by the 2018 revision of the Unfair Competition Prevention Law. This paper examines the operational issues of the system prior to its examination three years after its enforcement. In addition, this paper examines the status of efforts in Japan on (1) the sophistication of contracts on data ownership and (2) the establishment of data portability, which are considered necessary to overcome the main barriers facing data sharing as a drastic measure to promote data utilization.

【Keywords】 The Limited Provision Data System The Unfair Competition Prevention Law Data Ownership Data Portability

1. データ利活用に向けた環境整備としての限定提供データ制度創設

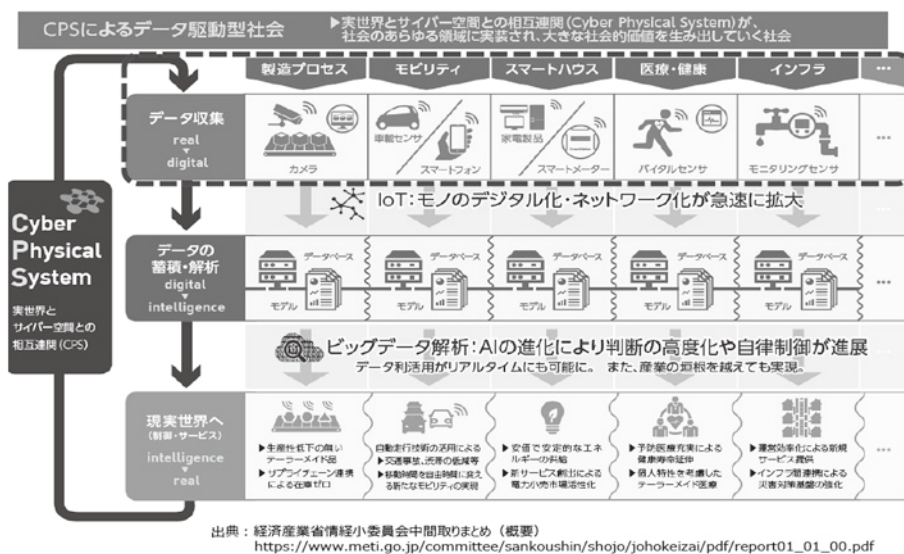
1.1. データと AI

IoT により収集したビッグデータを人工知能 (AI) で分析する時代において、膨大なデータは、経済活動における「現代の石油」といわれている。なぜ今、データは「現代の石油」と言われるほどの価値を持つようになったのか。それは、IT 機器の普及や人工知能技術 (AI) の進化等により、多種多様かつ大量のデータを効率的かつ効果的に収集・共有・分析・活用することが可能となってきたためだ。このデー

タを収集する手段が IoT (Internet of Things) であり、データを分析する手段が AI (人工知能: Artificial Intelligence) 技術である (図 1 参照)。

データは、多種多様かつ大量のデータを効率的かつ効果的に収集し、共有し、分析し、活用することで、「現代の石油」としての価値が生まれる。手段としての IoT の実質は、digitalization と AI 技術の深化である。IoT では、様々なモノにセンサーを付け、それによってあらゆること (イベント、状況、状態やそれらの変化) をコンピュータが解析可能な情報にし、現在の AI 技術では、深層学習により、従来の機械学習において人間が行う必要のあった識別・判断のための特徴 (特徴量) の設計についても、

図1 CPSによるデータ駆動型社会



入力されたデータを基に、コンピュータが自ら特徴量を導き出すことができるようになった。特に、現在のAI技術が従来の他の技術と最も違うのは、「(人のみが持っている)知性を用いなくできないと思われていたこと」を部分的ではあるが代替する技術であることである。AI技術は、人間が適切な目標を与えればデータから自ら学習することができ、徐々に改良していくことで急速に高度化する。AI技術は人間の知的能力と行為を補助し、一部を代替し拡張することを可能とするため、持続可能社会の強力な推進力になることが期待できる一方で、その開発速度が速く外からはその動作が見えにくい技術であることが多いことから、知らない間に我々の周りに普及し高度化していく可能性もあり、倫理、法、経済、教育、社会、研究開発の各論点について検討し考慮する必要がある¹。

1.2. 知的財産権とデータ

民法上、所有権や占有権の対象は有体物（民法85条、206条・180条）であって、データは無体物として所有権等の対象外である。無体物である情報財については、複製や重畳の利用が可能かつ容易であり、利用による消失・減耗もないため、特定の者に独占させるのではなく、広く利活用されることが世の中にとって有益であるとされ、特定の者に排他

的・独占的な権利は認められないのが原則である²。

他方、例外的に独占権を定める現行知財法のもとでも、秘密管理されている情報は不正競争防止法上の営業秘密として保護されるし、深層学習のAIプログラムや学習済みモデル（AIのプログラムとパラメータの組み合わせ）は特許権及び著作権の保護対象となりうる。学習用データに著作物が含まれる場合については権利制限規定が拡充された。また、AI生成物はAIを道具として利用した人間の創作的寄与があれば著作権、特許権及び意匠権等の保護対象となり得る（人間の寄与がない場合は、現行知財制度上は権利の対象とならない）。

これに対して、工場機械の稼働データのような、単なる事実に関するデータは、営業秘密として秘密管理された場合を除き、現行法制では知的財産権は発生しない。知的財産法の中では、不正競争防止法のように差止請求権等により他人による当該情報の「利用を禁止」して情報の独占的利用による反射的利益を保障するものと、特許権や著作権のように禁止権に加えて所有権類似の権利を付与することで「情報を資産化」して取引対象とするものがあるが、いずれにしても、知的財産法は、法の定める一定の要件を満たした財産的な「情報」について、他人による一定の形態での無断利用を排除できるような制度の創出を目的に定立された法律である。知的財産

制度は、強化すればするほど社会にとってプラスになるという単純なものではなく、情報の自由利用を禁止・制限することは、情報流通の阻害要因、社会全体にとってマイナス要因ともなる。したがって、新たな情報財については「情報の自由利用と独占との間のバランス」をとることが肝要である³。

特に、新たな情報財としてのデータは、多種多様な大量のデータを効率的かつ効果的に収集し、共有し、分析し、活用することによって、「現代の石油」としての価値が生まれるものである。データの保護を議論する際には、知的財産としての保護対象に加えるべきかどうかではなく、より大きな「情報財」という視点にパラダイムシフトして、現代におけるデータの価値の「意味」を考えるべきである。

1.3. 競争領域の変化

2000年に我が国でIT基本法が制定された後、産業競争領域は、ハード、ソフト、サービスと移り変わり、伝統的な知的財産権の保護要件を満たさないデータは「新たな情報財」ととどまらず、今や「産業競争力の中核」となっている。今後の産業発展の構造は、AIやその前提となるビッグデータの獲得に依存しているといっても過言ではない。

1990年代のグローバル企業トップ20の多くは日本企業であったが、近年は米中のIT関連企業に占められている。EUは、欧州域内や欧州の国民のデータを米国や中国の大企業に取得されているとの現状認識のもと、デジタル主権などの活発な提言をしている。

2018年12月4日、欧州委員会のマルグレーテ・ヴェステアール委員は、「デジタル社会における消費者保護」と題する講演の中で、「今日、デジタル技術は我々の生活の一部となっており、デジタルの世界でも、日常の世界と同様に消費者の利益が保護されなければならない。こうした理由から、欧州委員会は、世界の他の当局とともに、デジタル時代の新たなルール作りに取り組んでいる。進行しているデジタル革命を抑えるのではなく、成功に導くために、技術を信頼できるような規制の構築が必要なのである。」「優れた新サービスが、個人データを本人の望まない方法で利用するものであってはならない。ま

た、優れたアイデアが、税金を回避したり、労働者の権利を無視したりすることで巨額の利益を上げるものであってはならない。今後の成功には、優れた技術だけではなく、信頼の確保が重要である。」と述べ、GAFAに対するEU競争法規制を強化した⁴。

日本も、2019年6月28日及び29日開催のG20大阪サミットの第2セッション「イノベーション」において、議長である安倍晋三総理から、イノベーションは経済発展と社会的課題の解決を両立する鍵であり、デジタル化に際してデータの自由な流通が不可欠であるという「信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：DFFT）」の考え方を提示し、今後「大阪トラック」を通じてWTOでの電子商取引をはじめとするデジタル時代のルール作りを進めていくことや、AI等の先端技術の活用にも「信頼」が不可欠であること、G20・AI原則⁵の重要性などに言及した。

2021年秋現在、グローバルなデータのガバナンスやデータの越境移転に関する国際的ルールは、まだ存在しない。依然として、データ共有の在り方について、データ提供組織は、他の提供者のデータにアクセスできるか、データプールのアナリティクス、予測メンテナンス、ライセンス料などのサービスにアクセスできるかなど、当初からの課題に関する議論は発展途上である。

1.4. 限定提供データ制度の創設

政府はデータの利活用を活発化させるため、データ提供への動機づけ、契約の高度化支援、関連技術の研究開発、人材育成とともに、改正不正競争防止法（2019年7月1日施行）により、安心してデータを取引できる環境整備のための抑止力として、悪質性の高いデータの不正取引を不正競争行為と位置づけて、差止請求、損害賠償請求を認める「限定提供データ制度」を創設した（図2参照）。

2017年3月「知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会 報告書」は、データの保護についてはデータ流通を阻害しないように、排他的な権利として物権的な権利を設定するのではなく、特に悪質な行為を規制する方向性を示し、同年5月の「知的財産推進計画2017」は「（公

図 3 限定提供データに関する指針の概要



図 3 限定提供データに関する指針の概要



の禁止や暗号化など技術的な制限手段の保護強化等について、次期通常国会への法案提出を視野に、産業構造審議会知的財産分科会での議論を加速させ、

2017 年度中に法制度上の措置に関する具体的な結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）」と定めた。

かかる経緯で平成 30 年不競法改正により創設された限定提供データ制度は、営業秘密制度を踏襲した構造で策定されており、筆者はこれを「客体規制アプローチ」と呼んで、限定提供データ制度の創設時の審議会の議論に参加した際は、客体データの特定の困難性に照らし、抑止力としては「客体規制アプローチ」よりも不正アクセス防止のような完全な行為規制アプローチの方が実効性があるという意見を述べたが採用されなかった。他方、その後、100 年近い品種改良の成果である和牛遺伝資源の海外流出防止のために、この限定提供データの考え方をを用いた和牛遺伝資源関連二法⁶を提案するに至った。ただし、和牛の場合は 5 代にさかのぼる和牛の両親の家系図や鼻紋により個体特定され、遺伝データが化体した遺伝資源という有体物（精子や受精卵）のバーコード管理体制もある点で、実務的にも客体特定可能だからである。

さて、不競法上の限定提供データ制度は、この「客体規制アプローチ」をとったうえで、ア）保護客体となるデータ、イ）データの同一性を認める範囲、ウ）差止請求権等の請求権主体、エ）違法とされる行為の客観的要件、オ）主観的要件などの基本的事項については、不正競争防止法小委員会の下に設けたワーキンググループ作成の「限定提供データに関する指針」(平成 31 年 1 月 31 日)⁷の解釈に委ねている。

そのため、法的に予測可能性を欠き、遵法意識の高い者ほどデータの利用に慎重になるおそれも指摘されていたところであり、経産省では「データ利活用のポイント集」⁸（別冊「データ利活用の事例集」⁹）

を策定・公表して、限定提供データ制度実装の促進に努めてきた。

1.5. 包括的データ戦略

米中データ覇権競争が激化する中、日本政府は 2019 年 G7 ビアリッツサミットで、DFFT ロードマップを打ち出し、国内においてもデータの共有・利活用を促進するための様々な施策を講じてきた（AI/データ、農業分野のデータ契約ガイドラインの整備、個人情報保護法改正、次世代医療基盤法、情報銀行に関する指針整備、官民データプラットフォーム、AI システム開発促進事業、GDPR における十分性認定、日米デジタル貿易協定、その他）。

また、デジタル市場のルール整備の一環として、2021 年 3 月 1 日に「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律¹⁰」が施行され、個人情報保護法の見直し、独禁法の消費者に対する優越的地位の濫用への対応、デジタル広告市場への対応などが進められた。

2020 年 12 月には「包括的データ戦略」、2021 年 6 月 18 日には包括的データ戦略・重点計画を発表し¹¹、今後も重点計画の改定を予定している（図 4 参照）。

包括的データ戦略においては、分野別/分野横断のデータ連携基盤を整備することとしている。

この分野別のデータ連携基盤では、関連省庁がデジタル庁と協力して「1. 重点的に取り組むべき分野（健康・医療・介護、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ）」については 2025 年までに実装をめざすこととし、「2. それ以外の準公共分野（モビリティ、港湾）、相互連携分野（電子インボイス、契約・決裁）」については、プラットフォームの在

図 4 デジタル庁「今後のデジタル改革の進め方について」¹²

- デジタル社会形成基本法の規定に基づき、9 月のデジタル庁創設後初めての「重点計画」（以下「新重点計画」という。）を12 月中下旬の閣議決定を目指して策定する。



図5 知的財産戦略本部「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する検討会」
(第4回令和3年10月21日) 資料3 事務局資料¹³

背景：データ連携基盤(プラットフォーム:PF)の整備

- 分野別/分野横断のデータ連携基盤を整備
- 分野別のデータ連携基盤
 1. 重点的に取り組むべき分野（健康・医療・介護、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ）
⇒関連省庁がデジタル庁と協力して2025年までに実装をめざす
 2. 上記以外の準公共分野（モビリティ、港湾）、相互連携分野（電子インボイス、契約・決裁）
⇒関連省庁がデジタル庁と協力しプラットフォームの在り方を検討
- 分野横断のデータ連携基盤
DSA（データ社会推進協議会）が運営するDATA-EXにおいて、分野間データ連携基盤（コネクタ）の機能開発・提供と共に、GAIA-X等諸外国のデータ連携基盤との相互運用も検討
- データ・トラスト基盤、データ交換モデル標準化、データ品質管理フレームワーク、データ取扱ルールを併せて整備

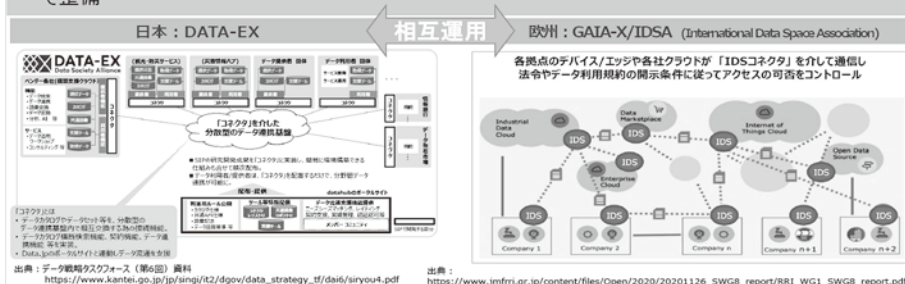
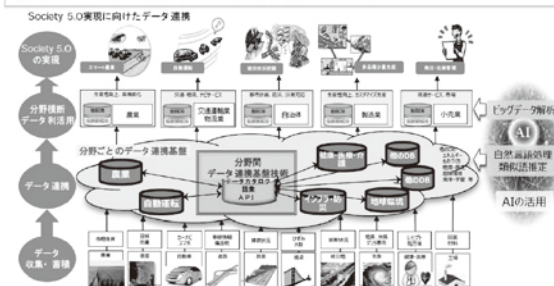


図6 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第2期「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」2, 3頁¹⁴

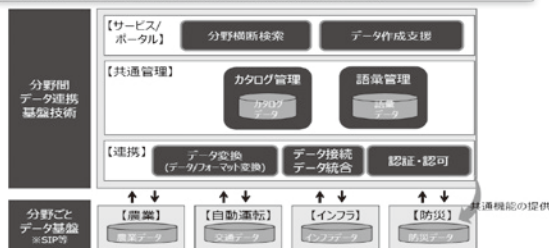
分野間データ連携基盤技術 開発概要

- あらゆるデータが安全にAIで解析可能なレベルで利用するためのデータ連携基盤技術を構築。
- ① オープン性：誰もがデータを提供でき、かつ欲しいデータを探して入手できるオープンなデータ流通環境
- ② 官民連携：官だけでなく、民だけでもない、官民が連携して構築
- ③ 包括性：あらゆる分野のデータ基盤を連携、国境を超えた連携も想定。



分野間データ連携基盤技術 開発内容

各分野データとの相互運用性を確保するため、分野横断検索、カタログや語彙管理、データ変換によるデータ連携機能等を開発し、有効性を検証する。



分野ごとのデータ連携基盤との相互運用性を確保しつつ、2022年度を目途に本格稼働

り方を検討することとされている（図5参照）。

このようなデータ連携のカギとなるのが「コネクタ」ツールである。内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」においては分野間データ連携基盤技術（コネクタ）を開発した（図6参照）。

SIP終了後は（一社）データ社会推進協議会（DSA）が運営する「DATA-EX」において、コネクタの機能開発・提供するとともに、データ・トラスト基盤、データ交換モデル標準化、データ品質管理フレームワーク、データ取扱ルールを併せて整備し、また、GAIA-X等諸外国のデータ連携基盤との相互運用を進めていくこととなっている。

このデータ連携のポイントは、第一に、これまで実証実験やPoC止まりであったことの反省から、実用サービス提供に向けて、政府自らがデータプラットフォームの役割を果たすことであり、第二には、プラットフォームファースト、かつどのように動かすプラットフォームを作るのか、というアーキテクチャ・ファーストで取り組み、①国内外でデータを探せる、②探したデータを取得できる、③取得したデータをつなげることができるというデータ連

携基盤を実現することである。

2. 課題その1 限定提供データ制度の概要と利用上の課題

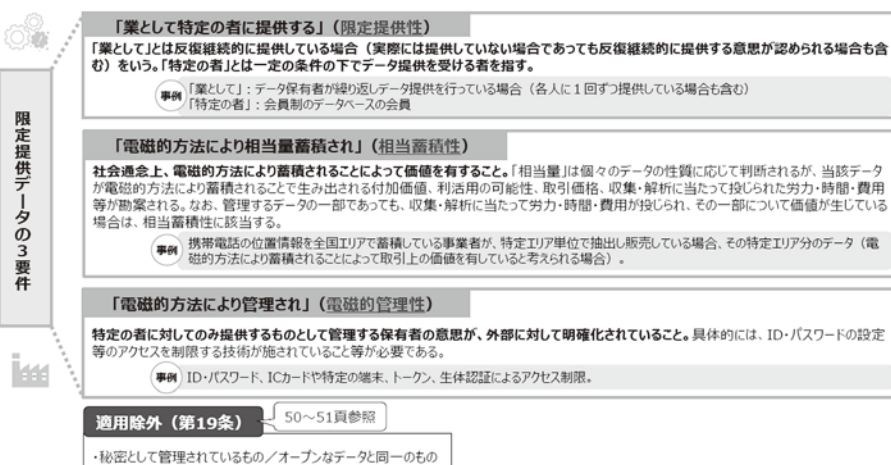
2021年10月現在、報道ベースを含めても限定提供データ制度に関する判決例は知られていない（シンクパワーが歌詞データに関してレコチョクとソケットを民事訴訟で提訴した事件が係属中と報道されているが、営業秘密に基づく請求もされているようであり、詳細は不明である¹⁵⁾。他方、平成30年改正不競法成立時の付帯決議において施行後3年（2022年7月が目途）に現行法令の実効性を改めて検証し、時代の要請に応じた制度・運用としていくための課題を検討・抽出し、対応の方向性を整理することとされているため、今後、制度創設時に措置を見送った事項（重過失による転得規制、限定提供データ侵害品の譲渡行為等規制、限定提供データ侵害に対する刑事罰の導入等）や、制度活用の阻害要因の分析を踏まえた検討がなされると思われる。以下においては、そのうちの限定提供データに関する指針¹⁶⁾（以下「指針」）に関する論点の一部を検討する。

図7 前掲不正競争防止法テキストブック 30頁¹⁷⁾

「限定提供データ」として法律による保護を受けるための3つの要件

不正競争防止法第2条第7項

この法律において「限定提供データ」とは、①業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により②相当量蓄積され、及び③管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。



2.1. 客体「限定提供データ」該当性

(1) 限定提供性（「業として特定の者に提供する」ものであること）

Q：自社内に限って提供するデータは該当するか？

指針には「『限定提供データ』は、一定の条件を満たす特定の外部者に提供することを目的とする情報である。」（指針Ⅱ5.）という記載がある。しかし、限定提供データ制度を創設した趣旨からすれば提供先を「外部者」に限る必要はないであろう。既存の制度では、価値ある情報のうち、設計図や顧客名簿など「秘密として管理される非公知な情報」については秘匿を前提とする「営業秘密」として保護され、写真・音楽など「創作性が認められる情報」については公開されても「著作権」で保護される。平成30年不競法改正による新たな制度は、価値ある情報（データ）のうち、従来の制度では保護されない自動走行用地図データ、POSシステムで収集した商品等の売上げデータなど、「他者との共有を前提」に一定の条件下で利用可能な情報のうち、一定の要件を満たしたデータを「限定提供データ」とし、悪質性の高いデータの不正取得・使用等を不正競争防止法に基づく「不正競争」と位置付けることにより、救済制度として差止請求権等を与えるものだからである。なお、指針（Ⅱ1.（1））では「無償で提供する場合や個人が提供する場合であっても、反復継続的に行われている行為の一環と評価できるのであれば、『業として』の要件に該当し得る。ただし、差止請求（法第3条）及び損害賠償請求（法第4条）の請求権者である『営業上の利益を侵害された者』や『侵害されるおそれがある者』に該当しない場合もある。」（指針8～9頁）とされている。したがって、社内利用データも保護要件を満たすというべきであろう。

(2) 電磁的管理性（「電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法…）により…蓄積され、及び管理されている」こと）

Q：機械間で行われる認証は、該当するか？（ただし、最初は人がID・パスワードを設定）

指針では、「電磁的管理性が満たされるためには、特定の者に対してのみ提供するものとして管理する

という保有者の意思を第三者が認識できるようにされている必要がある。」（指針Ⅱ3.（1））と記載されている。この保有者の管理意思については、奥邨弘司「人工知能に特有の知的成果物の営業秘密・限定提供データ該当性」法律時報91巻8号27・29・30頁（2019年）は「第三者の予見可能性や経済活動の安定性を確保する観点から、主観的に認識しているだけでは足りず、特定の者に対してのみ提供するものとして管理するという保有者の意思を第三者が認識できるようにされている必要がある。」と解されている。指針（Ⅱ3.（1））では「専用回線による伝送も同様にアクセスを制限する技術に該当するものと考えられる。」、「①…＜原則として「電磁的管理性」を満たすと考えられる具体例＞…VPNを使用し、ID・パスワードによるユーザー認証によってアクセスを制限する方法」、「②専用回線 アクセスを制限する技術としては、特定の者以外の第三者の干渉を遮断した専用回線を用いることも想定される。」とされている。以上によれば、機械間で行われる認証についても電磁的管理性が認められると解される。

(3) 相当量蓄積性（「相当量蓄積され」ていることと「必要なデータのみアクセス」

Q：例えば、全国の農地区画情報（200メートル四方の290万区画の衛星画像などを筆ごとの形状に沿って作成した筆ポリゴン）のうちの、特定の農地の協会情報や地番にアクセスする場合、データ提供時の認証で、保有データ全体に管理が及んでいるといえるか？

指針は、「『限定提供データ』は業として提供されるデータであり、「相当量」は、個々のデータの性質に応じて判断されることとなるが、社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有するものが該当する。その判断に当たっては、当該データが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案されるものと考えられる」（指針Ⅱ2.（1））、「保有者が管理しているデータの一部分が提供されることがあり得るが、その一部について、蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用

等を勘案し、それにより当該一部について蓄積され、価値が生じている場合は、相当蓄積性があるものと判断される。」(指針Ⅱ2.(1))、「取得」、「使用」、「開示」の対象は、限定提供データ保有者が提供している「限定提供データ」の全部、又は相当蓄積性を満たす一部(当該一部について、蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等を勘案し価値が生じているものと判断される場合)であることが必要(指針Ⅲ1.)と解されており、設例の場合は、該当性が認められる。

(4) 秘密管理性(「技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。))」)

Q: 不競法2条7項かっこ書き「秘密として管理されているものを除く」の解釈

指針は「なお、秘密管理性の有無については、同じデータであっても状況に応じて異なる判断がされる可能性がある。」「販売の前後で社内の管理態様に変更がなくても、データ保有者のそうした販売意思が明らかにされた時点からその秘密管理意思が喪失され、当該データは「秘密として管理されているもの」には該当しなくなるものと整理される。」「社外の第三者に対する販売が停止され、そのデータを再び社外秘として管理するという秘密管理意思が明らかにされた時点において、当該データが依然として非公知性等の要件を満たしている場合には、販売事

業の開始前と同様、「営業秘密」として保護されるものと整理される。」(指針Ⅱ5.(1))と述べる。

しかし、ユーザーにとって、秘密管理と電磁的管理の境界は曖昧であり、この条文の文言から営業秘密制度との使い分けに悩むという声も聴くところである。前掲奥邨は、公知のものを秘密管理しても、不正競争防止法上の「秘密として管理されている」には該当しないと解することで、保有者が主観的には秘密として管理している情報が公知となっても限定提供データの保護を否定しないという趣旨であると解している。秘匿を前提とする営業秘密制度に加えて、安心してデータを共有できる環境を整備するために、一定条件のもとでの共有を前提とする限定提供データ制度を創設した趣旨からは、切れ目のない保護に資するように目的的に解釈するべきであろう。限定提供データの規制が及ばない行為に対しても、問題のデータが公知ではなく秘密管理がなされているために営業秘密にも該当することが示された場合には、限定提供データに基づく請求は認められないが、営業秘密に基づく請求は認められる。民事訴訟において、営業秘密侵害を主位的に主張し、限定提供データ侵害を予備的に主張することも可能であろう。

ユーザー側としては、これまで秘密情報として他社と共有してきたものを、限定提供データとすることに利点を感じない、入手段階は、営業秘密、限定

図8 営業秘密と限定提供データ双方を意識した管理(筆者)

a. 秘密保持契約の締結、管理方法の義務付け等により営業秘密該当性を確保

営業秘密を提供先に提供するには、提供先がずさんな管理をすることにより、秘密管理性や非公知性を喪失することがないよう留意することが必要であり、例えば、契約上、秘密保持義務、第三者提供禁止、目的外使用禁止の規定を定めるとともに、具体的な管理方法についても規定することで、提供先のずさんな管理による営業秘密該当性の喪失を防ぐことが重要
(経済産業省「限定提供データに関する指針」(平成31年1月23日)12~14頁参照)

b. ID・パスワード、暗号化等の措置により限定提供データ該当性を確保

提供者からは、特定の提供先に対して限定提供データを提供していた場合であっても、提供先が当該データを「無償で公衆に利用可能」な状態とした場合(オープンデータとした場合)には、**オープンデータと同一の限定提供データについては、不競法上の保護が及ばないことから(不競法19条1項8号口)**、限定提供データである提供データに不競法上の保護が及ばない可能性がある。そこで、**提供者としては、提供先に対して、秘密保持義務・第三者提供禁止義務・目的外使用禁止義務を課すなどして、限定提供データのオープン化を防ぐことが重要**

c. 営業秘密および限定提供データ双方の要件を満たす管理を実施

営業秘密として管理したいデータに対しても電磁的管理性の要件を満たすような形式(ID・パスワード、暗号化等)で管理しておくことは、**営業秘密としての管理から限定提供データとしての管理に適切な移行が可能となる**という点で、有効。

提供データのいずれとするか決めかねる、両方の管理体制を社内で構築・運用することは負荷が大きい、海外では限定提供データ制度がないため、グローバルに活用するデータは営業秘密とせざるを得ないという声がある。実務的には、営業秘密と限定提供データ双方を意識した管理をすることになるであろう。

2.2. 不正取得、使用行為

限定提供データ侵害行為類型は、営業秘密制度にない、図9に示すとおり、不正取得と正当取得の2系列に分けて、取得、使用、開示という形で制度設計された。

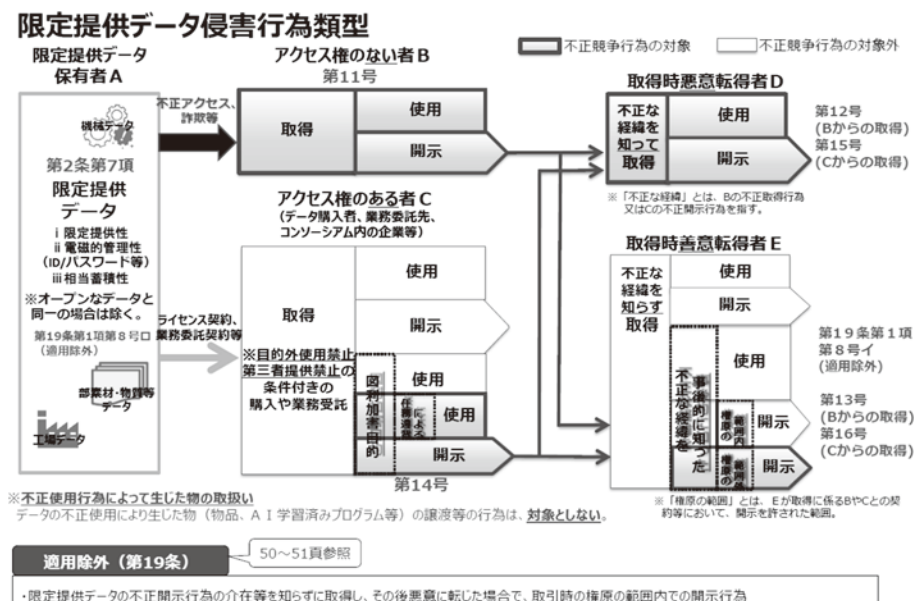
(1) 「管理に係る任務」が認められるのはどのような場合か？

契約関係にある当事者間では、新たな情報財については実情に即した精緻な契約条項が果たす役割は大きく、取引の安全を確保する必要性も高い。新たな情報財について不競法改正による行為規制を提案した当初の議論（平成29年4月5日資料5・31頁参照）においては、不競法改正の対象はもっぱら「不正な手段によりデータを取得する行為や、不正な手段により取得されたデータを使用・提供する行為の禁止」を想定しており、契約による正当取得の場合

ではなかった。その後の審議会段階での事務局資料では、契約による正当取得者について対象となる行為類型は「著しい信義則違反類型」として整理されていたが、平成30年改正不競法の条文上は「著しい信義則違反」という文言はなく、正当取得者（保有者から限定提供データを提供された者）の「不正使用」の場合と「不正開示」との場合とで要件に違いを設け、利用者の行為が「開示」に至る場合は、保有者に与える不利益が典型的に大きいと、管理に係る任務に違反していなくても、図利加害目的があれば不正競争行為となるが、正当取得者の「不正使用」については、使用行為の萎縮を防ぐ観点から、図利加害目的の加重要件として「その管理に係る任務」に違反を必要とする（2条1項14号）。

立法論としての私見は行為規制アプローチ論に立っており、そもそも、データの「利用」に関する行為類型を、営業秘密と同様の「使用」と「開示」に分けて規律することが、データ駆動型社会のビジネスモデルに合致しているのか検討の余地があると考えているが、それはさておき、現行法の運用においては、加重要件とされた「その管理に係る任務」の解釈が問題となる。この点、指針は「管理に係る任務がある」とは、「当事者間で保有者のためにす

図9 前掲「不正競争防止法テキストブック2020」32頁



るという委託・信頼関係がある場合をいい、その有無は実態等を考慮して評価される」(指針 V 2.(1))としている。一般的には、単なるデータ提供を受ける契約関係以上に、取引実態と契約条項の両面から検討して、限定提供データ保有者のためにする任務があると認められることが必要であると解釈されている。例えば、機器ユーザー(A)が、契約上、機器メーカー／機器部品メーカー(B)に自己の機器稼働データ等を「製品改良・品質向上目的」で使用することを許諾(ライセンス)する代わりに、Bに対して当該機器のメンテナンスや、製品摩耗劣化状況・稼働状況・パフォーマンス情報のフィードバックの義務を課している場合に、Bが、契約条項に規定される「使用目的の範囲外の目的でデータを使用する行為」は、データ利用契約違反を超えて、「管理に係る任務」に違反する場合に該当し得るかという設例がありうる。もっとも、実際には、データの目的外「使用」の認定や立証は困難であるし、Bが当該データを第三者に譲渡すれば「開示」に該当するので「管理にかかる任務」違反がなくても図利加害目的があれば差止め対象になりうる。

(2) 図利加害要件

指針は、「図利加害目的要件の該当性の判断に当たっては、当該使用又は開示行為が限定提供データ保有者から許されていないことが当事者双方にとって明らかであって、それを正当取得者が認識していることが前提となる。なお、正当な目的がある場合には、当該使用又は開示行為が「不正競争」とならないように解釈されるべき」(指針 V 1.)という。正当な目的としては、緊急避難、民法上の事務管理、犯罪捜査目的のために利用する場合などが挙げられている。

一般に、契約に違反して利用した場合、それだけで図利加害目的を満たすことはない(例：契約で明示的に許可された利用範囲を超えて利用した場合でも、そのような利用が許されている範囲内と言える事情が認められる場合は図利加害目的を否定し得る。)と解されているが、他方、「管理にかかる任務」を負う場合に敢えて契約違反をした場合は、図利加害目的を認められやすいのではないか。例えば、契約条項で禁止行為として明示的に規定はされてい

いが、保有者に対して利益相反行為を行わない義務が明記されている場合に、その職務等に鑑みて開示禁止の趣旨が明らかである場合には図利加害目的が認められやすいと思われる。

(3) 19条1項の善意の判断時期

指針は「※なお、データを継続的に転得し第三者に開示(提供)するサービスを行う事業者は、不正行為の介在について悪意となった後に、何ら対応することなく引き続きデータの転得や開示を行った場合、当該行為が不正競争に該当することになるため、自らのサービスの停止を余儀なくされることにもなりかねない。

そこで、このような事業を営む場合には、例えば以下のような対応が考えられる

①不正行為の介在について悪意となった場合には、正当なデータ保有者と改めて契約を行い、引き続きデータの取得・開示を行えるようにする。

②自らのサービスの停止につき提供サービスに関する契約違反として債務不履行責任が問われることのないよう、あらかじめ、提供サービスに関する契約に「本サービスによって提供するデータについて、当社が不正行為の介在等を知った場合には、当該データの提供を停止できる」旨を規定しておく。」(指針 VI 1.(3))という。

例えば、産業データの提供者とデータ利用者間のデータ取引の場を提供する媒介型プラットフォームのプラットフォーマーが、多数のデータ提供者から継続的にデータを取得して管理保管し、当該データを使用して統計情報(ベンチマークや分布図等)を作成し、プラットフォームの利用者に提供している場合において、データ提供者が、不正取得行為者又は不正開示行為者であることが事後的に判明した場合、プラットフォーマーは、悪意に転じた以降に不正行為者から提供されるデータに関しては、悪意転得者に該当し、使用も認められないであろうが、すでに、当該データを使用して作成された統計情報の使用・開示行為は認められるべきであろう。

3. 課題その2 データ共有が直面する主な障壁

3.1. データ共有の主な形態と直面する主な障壁

限定提供データ制度が制度創設後3年経過後の現在においてその利用ニーズが顕在化していないのは、はたして上記2. 記載の制度設計ないし解釈指針の問題なのであろうか。私見では、そうした問題に起因する部分があるとしても、それ以上に我が国のデータ活用環境に関する問題に起因する部分が大いと考えている。

限定提供データ制度創設当時、ユースケースとして想定されていたのは図10記載のような場面であった。

RIETI「企業において発生するデータの管理と活用—質問票調査による実態把握」（以下、「前記実態把握」という。）によれば、欧州では米中のデータ覇権の進行に対抗して、EU域外については「デジタル主権」概念を提唱し、域外へのデータ移転に制限を加え、域内でのデータ管理を推奨する（と同時に、EU域内では、「GAIA-X」のようなデータ流通基盤の構築や、データポータビリティを含むデータの自

由な流れを推奨している（前記実態把握80頁¹⁹）。しかし、2016年の欧州のデータ企業の収益総額は約620億ユーロに達しているものの、B2Bデータ共有はまだ発展途上にあり、実際のデータ導入は進んでいないという（前記実態把握86頁²⁰）。

そして、前記実態把握によれば、欧州の企業間データ共有の主な形態として、

- ①データの収益化（ライセンスなどを通じた）
- ②データ取引マーケットプレイス（データ取引手数料）
- ③産業用データプラットフォーム（戦略的パートナーシップとの間でクローズドな専用プラットフォームで情報交換し製品・サービス開発・向上）
- ④テクノロジーイネーブラー（データ共有のためのテクノロジーソリューション開発・実装によりWebベースのソフトウェア製品、アプリケーション、プラットフォームから収益）
- ⑤オープンデータ戦略（分野ではオープン化は法的義務）

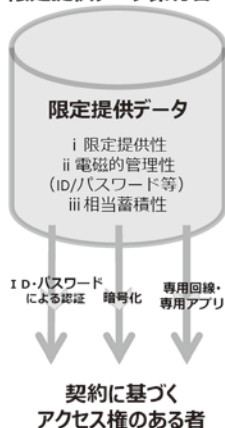
があり、このような企業間データ共有が直面する主な障壁として、以下の4点が挙げられている。

図10 不正競争防止法平成30年改正の概要（限定提供データ、技術的制限手段等）7頁¹⁸

【参考】「限定提供データ」の具体例

- 第三者提供禁止などの一定の条件の下で、データ保有者が、できるだけ多くの者に提供するために電磁的管理（ID・パスワード）を施して、提供するデータ。

限定提供データ保有者



外部提供用データ	提供者	利用方法
機械稼働データ (船舶のエンジン稼働データ等)	データ分析事業者 (船会社、造船メーカー等からデータを収集)	データ分析事業者が、船舶から収集されるリアルデータを収集、分析、加工したものを造船所、船舶機器メーカー、気象会社、保険会社等に提供。提供を受けた事業者は、造船技術向上、保守点検、新たなビジネス等に役立てている。
車両の走行データ	自動車メーカー	自動車メーカーが、災害時に車両の走行データを公共機関に提供。公共機関は、道路状況把握等に役立てている。
消費動向データ (小売販売等のPOS加工データ等)	調査会社	消費者データの収集・分析する企業が、購買データや小売店からのPOSデータを加工したものを各メーカーに提供。各メーカーは、商品開発や販売戦略に役立てている。
人流データ (外国人観光客、イベント等)	携帯電話会社	携帯電話会社が、携帯電話の位置情報データを収集した人流データをイベント会社、自治体、小売等に提供。提供を受けた事業者等は、イベントの際の交通渋滞緩和や、外国人向けの観光ビジネス等に役立てている。
裁判の判例データベース	法律情報提供事業者	判例データベース提供事業者が、自社で編集を加えた判例データベースを研究者や学生に提供。研究者や学生は、研究活動等に利用している。

- A. 技術的な障壁：相互運用性の欠如，セキュリティ上の懸念，サイバーセキュリティ要件
- B. コストの障壁：データを長期的に安全に保存する必要性に基づくインフラ投資
- C. 法的障壁：「データオーナーシップ」の不確実性，データの法的利用の境界線，データ保護に対する企業の法的ニーズを満たすことの難しさ
- D. データの再利用：再利用の拒否，差別，高コスト，相互運用性の欠如，データの標準化

また，前記実態把握において，企業間データ共有の成功要因として，①利用者・提供者間の信頼関係の構築，②データ需要を理解してデータを使って何ができるのか具体的なユースケースを特定し，③シンプルで使いやすいツールを導入することが挙げられているが，このことは①～③の実現困難性を示唆するともいえよう。

思うに，上記の A～D 及び①～③はいずれも，我が国の企業間データ共有においても直面する障壁ないし課題である。日本政府が進める「データ流通連携基盤」は，機械間でリアルタイムにデータを授受し，ビッグデータを移転せず，必要なデータのみにアクセスすることにより，従来と異なり，多様なデータセットを，集めずに緩やかに連携させるものとし

て期待されている。上記のような障壁・課題に対しても，すでにさまざまな取り組みが進められているが，現状では，抜本的で効果的な解決策を発見するのは困難と言わざるを得ない。加えて，我が国では，個人情報保護法制における「条例 2000 個問題」と同様の地方自治体バラバラ問題という横断的課題が存在しており，これを解決するにはあと 10 年かかるといわれている。

3.2. データオーナーシップと契約の高度化

前期の法的障壁として挙げられたデータ・オーナーシップの問題は「そのデータはだれが利用できるのか」という利用権の規律の問題である。この点については，国際的にも，B2C/B2B を通じて，原則として，個人や企業の当事者間の合意に基づく「契約」に委ねられている。1996 年に採択された「データベースの保護に関する欧州指令」に基づく「sui generis 権」が抱える，「文言の不明確さ」や「広汎すぎる保護範囲」，また，このような権利が存在しない米国産業界の成功に比較して有効に機能しているとはいえない等の問題点を鑑みれば，各国が「sui generis 権」の轍を踏まないことは当然であるといえるが，その場合の問題は，権利処理的な合意（契約）が，取引コストを低減する効率的（予測可能）かつ，適正（公平・透明）に形成されるためのルール策定を，いかに実現するかである。

このような場合，従来から実務上では，様々な契約条項によるリスク軽減策を提案して交渉する。

図 11 契約によるリスク軽減策（筆者）

目的外使用及び第三者提供の禁止条項

- 契約上，**目的及び第三者に子会社・関連会社等が含まれるか否かを明記する**
- バリエーション：①第三者提供の一切を禁止②第三者提供について提供者の承諾を条件とする③必要に応じて一部の者への提供を認める④提供者の競合先等一部の者に対してのみ提供を禁止
- 一定の範囲内で第三者に対するデータの提供を認める場合には，**第三者提供にあたっての遵守事項**（例えば，提供先に，提供先が提供者に対して負担している秘密保持や**管理方法**等に関する義務を，第三者にも負担させることを義務付けること等）を規定する

管理方法の義務付け条項

- 提供先の支配下において，提供データを管理させる場合：①具体的に履践を義務付ける管理方法の内容を列挙②提供先の営業秘密と同等以上の管理レベルを要求③提供先となる企業の従業員等のうち，当該データにアクセスできる従業員等を限定するなどの措置を義務付け
- 提供データを提供者の支配下において引き続き管理する場合：①提供先となる企業の従業員等のうち，当該データにアクセスできる従業員等の限定②データのダウンロード制限を義務付け

例えば「派生データの利用権限をデータ提供者に認めるか?」は、よくある交渉ポイントである。

前記のとおり、現在、我が国は包括的データ戦略のもとで分野別データ連携基盤の構築を、プラットフォーム・ファースト、アーキテクチャ・ファーストで進めることを目途としている。従来のデータ関係の取り組みは、ともすれば技術的規則のレギュレーションが中心であったが、実証実験やPoCはそれでよくても、実用化するには、権利処理的な規則のレギュレーションが必要である。そこで、現在、

様々なレギュレーション作りの取り組みが行われている。いわば大規模な社会実験のようなものであるが、中でも、意図しない流通・利用防止のための仕組みとして、「データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール」を具体化するガイドラインを、デジタル庁と知的財産戦略本部で、2021年末までに策定することとされている。

2021年6月18日に発表された(一社)データ社会推進協議会(DSA)のガイドラインでは、データ利用条件部に契約ポリシーなどが位置づけられてい

図12 参考：派生データの利用権限をデータ提供者に認めるか? (筆者)

◆ AI/データの利用に関する契約ガイドライン(データ編)はデータ提供者の観点から、3つの案を紹介

【案1】データ提供者に、派生データの利用を認めない。

【案2】データ提供者に、派生データの利用を**非独占的に許諾**する。(注：データ提供者が派生データに関する一切の権利の譲渡または独占的利用許諾を受ける場合は、独占禁止法における不公正な取引方法に該当する可能性がある)

【案3】派生データの利用権限の有無について、契約書では明示せずに**別途協議**で定める。

⑤ AI・データの利用に関する契約ガイドライン(データ編) 1.1 版

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-2.pdf>

⑤ データ利活用のポイント集

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/A4_datapoint.pdf

※AIデータコンソーシアムでは、データ提供者が、派生データの利用権限および提供データに基づいて生じた知的財産権の利用権限を有することを求めるかどうかは、データ提供者が、データ提供にあたって選択する考え方

図13 一般社団法人データ社会推進協議会(DSA) データカタログ作成ガイドラインV2.1 (2021年6月18日公開)

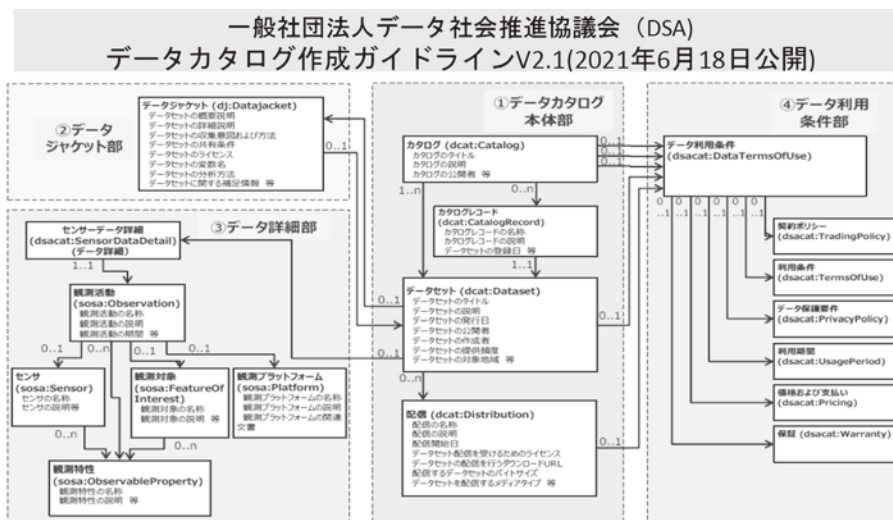


Figure 6 データ項目定義のクラス図

<https://data-society-alliance.org/wp-content/uploads/2021/06/210618-D23-DataCatalogGuidelineV21-gl-tecst.pdf>

る。こうした整理は合理的で今後の指針になる。

本稿執筆時点（2021 年 10 月）では議論の途中であるが、契約項目についてもデータ契約ガイドライン規定事項に加えるべき内容が提案されている²¹。

3.3. データポータビリティの確立

さて、2022 年度に上記のようなデータ連携基盤（コネクタ）によって、国内外でデータを探せる、探したデータを取得できる、取得したデータをつなげることができるアーキテクチャが構築できたとしても、我が国では、個人データのポータビリティが

図 14 第 4 回資料 9「データ取引市場及びデータ取引権市場の動向」（エブリセンスジャパン株式会社 真野浩委員提出資料）16 頁、22 頁

データ主権を確立するための要件と手法

必要なこと

- ・ データセットの原本性を保証する。
- ・ 利用条件と対象とするデータセットが一意に紐づくこと。
- ・ データ利用者の正当性を第三者に証明できること。

実際の手法

- ・ データの利用契約(約定)を標準化(利用権証書)する。
- ・ 契約(約定)に、提供者、提供先、仲介者の電子署名とデータセットから一意に生成されるハッシュ値を含めることで、一意性を担保する。(Non-fungible化)
- ・ これらは、リアルタイムデータでも可能。

利用権で定める内容（例）

データ契約ガイドライン規定事項だけでは不十分。“利用権”特有の事項も盛り込む必要がありそう

データ契約ガイドラインの規定事項*を参考にした事項		利用権の特性を加味した事項	
概要	データを巡る契約実績が乏しいため、政府が識者による検討会を設置して作成したガイドラインで現在のデータ取引契約のモデル（R1.12改訂）	利用権市場は従前のデータ取引とは例えば次のような相違があるため追加検討が必要	
		● 類似データ上場による価格への影響 ● 同じデータにつき追加で利用権発行 ● 未取得データも対象	
具体的な項目	対象データ	✓ 取得項目、サンプル数、提供形式 ✓ 更新頻度、利用可能期間、課金方法、価格	対提供者
	契約類型	✓ 譲渡契約 or 利用許諾 ✓ 知財権の帰属先	
	データの利用	✓ 想定する利用目的・利用先、利用報告の必要性 ✓ 第三者への提供可否	対利用者
	派生データの取り扱い	✓ 派生データの定義・作成できる範囲、販売可否 ✓ 派生データの帰属先、提供者への利益分配の必要性	
	保証内容	✓ データの正確性・完全性 ✓ データの安全性（第三者との権利侵害の有無等）	当事者双方
	責任上限	✓ データ提供者による、第三者との紛争対応 ✓ データ提供者が責任を負う上限額	
	罰金規定	✓ 約定に定めた用途以外での利用や、データ提供者自身が／利用者がデータを漏洩した時の罰則規定	
		✓ 類似データの上場制限 ✓ 利用権の追加発行制限 ✓ 未取得データを提供しなくなった場合の罰則（※倒産やデータ消滅時）	
		✓ データを利用しなくなった場合のデータ削除義務や削除方法（※権利移転時） ✓ 削除しなかった場合の罰則	
		✓ 未取得データに係るデータ内容・利用条件等の変更方法	

* 一般の契約にも必要となる事項（秘密保持義務、反社の排除等）は省略
出所 AI-データの利用に関する契約ガイドライン（経産省）

保証されていないため、国民は自分自身の診療データベースにアクセスできない。政策課題として若干、後回しにされてきた感のある、データポータビリティの問題について、メタバースにおけるIDによるデータ管理の重要性に鑑みて、今一度、問題提起してみたい。

データポータビリティとは、個人がデータ管理者（事業者）に提供した自らのデータを、一般的に用いられる機械判読可能な電子的フォーマットで当該データ管理者から受け取る、又は、別の者（事業者）に「移転する権利」を意味する²²。米国の MyData イニシアティブ（エネルギー分野の Green Button や医療分野の Blue Button 等）や、英国の midata など、官民が保有するデータを再利用しやすい形で本人に還元し、本人関与の下でのデータ活用を拡大するための施策が、各国において広がりつつある。また、OECD は、データの経済的及び社会的価値を最大化する観点からデータポータビリティやデータの相互運用性等について検討している²³。

日本では、平成 28 年 12 月 14 日に公布施行された「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」第 12 条において、「個人に関する官民データを個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備」を定めて、個人を起点とするデータポータビリティの考え方が示されたものの、その具体化は進んでいない。

例えば、個人にとってデータ利活用のインセンティブが最も高い医療情報についても、病院は受診しない患者を管理できないし（生活習慣病につき健康診断で受診勧奨されても受診せずに重症化する患者も多い）、また、保険者（保険組合）は約 3000 もあり、転居・転職のたびに情報の管理が分断されるため（台湾では保険者が 1 者であり、保険証 IC カードに診療情報等が紐づけされている。）、様々な健康診断情報、受診情報についても患者本人が希望してもデータ連携できない。

こうした現状に鑑みると、我が国でも、転居・転職にかかわらずに Personal Health Record（PHR）を管理するためには一度、本人に戻す、本人に集めるという、本人を起点とする Data Portability の仕組みの合理性は明らかである。もちろん、自己のデー

タに限っても膨大なデータを自己管理することは困難である。個人情報保護法の個人情報については、人々が信頼できる Personal Data Store（PDS 分散型／集中型、情報銀行など。）に対して、「本人同意に基づく第三者提供」の枠組みで、データの管理・仲介を委託（信託）することになる。

実務的に、英国（midata）、デンマーク（Sundhed.dk）などと並んで参考になるのは、2010 年から始まった米国の Blue Button（<http://bluebuttondata.org/>²⁴）である。米国は日本と違って公的皆保険制度は整備されていないが、公的保険制度（Medicare/Medicaid）の中では、Blue Button 対応をすることが Medicare/Medicaid から病院への補助金の条件とされていることにより、すでに Blue Button による患者データポータビリティの利用者は 1 億人を超えている。我が国においても、政府は規制改革とインフラ整備の両面で Society5.0 実現（データ管理の枠組み、API 連携、標準化等）を進めるべきである。筆者が座長を務めていた規制改革推進会議・医療介護 WG は、2018 年にヘルスケアデータのデータポータビリティ導入の検討を厚生労働省に求めたが、その後、同省「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて」（令和 2 年 7 月 30 日）²⁵において、患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組み（マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局が運営主体に薬剤情報等を照会する。運営主体はオンラインで薬剤情報等を回答する。）について、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和 4 年夏を目途に運用開始という工程表が示されたところである。

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みの工程表が策定されたこと自体は、これまでの規制改革の成果として評価できるものの、残念なのは肝心の電子カルテの情報については、「相互運用性の標準規格の開発等を行い、医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた医療情報システムの標準化を進める。」と盛り込まれているだけで、令和 4 年度（2022 年度）までの工程表への掲載が見送られていることである（表の外に小さく「※電子カルテの情報等上記以外の医療情報につい

図 15 「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて」(令和 2 年 7 月 30 日)



でも、引き続き検討。」と書かれている.)。

そもそも、患者は、自分の診療データ（検査結果、診断記載カルテ、処方薬）については、いつでもどこからでもアクセスして、どこかの病院でも利用できるようにするべきである（データポータビリティの実現）。新型コロナで我が国の「デジタル敗戦」が明らかになった今も、医療過誤訴訟リスクを理由に、電子カルテ情報への患者アクセス・情報連携への岩盤抵抗勢力は強く、患者のデータポータビリティが

実現する見込みは未だに立っていない²⁶。規制改革を“Transformation by digital”（XD）で促進するべきである。

注

- 1 「人工知能と人間社会に関する懇談会」報告書 http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakAI/AI/summary/AIsociety_jp.pdf
- 2 経済産業省 商務情報政策局「オープンなデータ流通構造に向けた環境整備」（平成 28 年 8 月 29 日、産業構造審議会情報経済小委員会 分散戦略 WG（第 7 回）事務局資料）
- 3 中山信弘「特許法」（第三版 6～12 頁）参照

- 4 <https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/eu/2019eu/201901eu.html>
- 5 http://www.soumu.go.jp/main_content/000625755.pdf
- 6 https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/kachiku_iden.html
- 7 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>
- 8 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/datapoint.pdf>
- 9 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/data_jireisyu.pdf
- 10 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=502AC0000000038>
- 11 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20210618/siryou3.pdf>
- 12 https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20210906_meeting_promoting_06.pdf
- 13 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/data/dai4/siryou3.pdf>
- 14 <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/20200324/pdf/shiryou1-2-2.pdf>
- 15 報道 <https://www.musicman.co.jp/interview/386562>
- 16 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>
- 17 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2020_unfaircompetition_textbook.pdf
- 18 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/H30nen_fukyohoshosai.pdf
- 19 RIETI「企業において発生するデータの管理と活用—質問票調査による実態把握」（以下、「前記実態把握」という。）80頁 <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/21030015.html>
2019年4月発効のEU対内直接投資審査規則4条1項では、
外国投資の審査対象として、重要インフラ、重要技術や個人情報を含む機微な情報へのアクセスを列挙。同年5月の個人情報・非個人情報混合するデータセットの処理方法に関するビジネス向けの実務ガイダンスではデータポータビリティなどを規定。2020年12月、欧州委員会は「デジタルサービス法（DSA）」と「デジタル市場法（DMA）」の法案を発表し、大規模なデジタルサービスプロバイダーの市場での影響力を制限。
- 20 前記実態把握86頁 <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/21030015.html> なお、実態把握における欧州100社の調査では、取引関係のデータを取り引している企業は11%に過ぎず、データを共有するためにオープンデータポリシーを採用している企業は2%、データを多用する企業は6.3%にとどまっている。
- 21 知的財産戦略本部「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する検討会」（第4回令和3年10月21日） <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/data/dai4/siryou9.pdf>
- 22 参照：平成30年11月8日規制改革推進会議・第2回医療介護ワーキンググループ資料1（1）「データポータビリティに関する検討について」（2018年11月 経済産業省） <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/iryou/20181108/agenda.html>
- 23 経済協力開発機構（OECD）の横断的プロジェクト「Going Digital: Making the Transformation Work for Growth and Well-being」（2017-2018）
- 24 直近のブルーボタン説明ページ <https://www.healthit.gov/topic/health-it-initiatives/blue-button> その他、CMS Blue button 2.0では、API開発者らに向けた方法提供もしている。 <https://bluebutton.cms.gov/>
- 25 <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000653403.pdf>
- 26 参照：前掲平成30年11月8日規制改革推進会議第2回医療介護WG議事録 <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/iryou/20181108/gijiroku1108.pdf>